

あいちトップアスリートアカデミー実施に係る感染拡大予防ガイドライン

令和2年6月15日制定
令和3年1月14日改訂
令和3年11月18日改訂
令和5年2月1日改訂

あいちトップアスリート発掘・育成・強化推進本部

あいちトップアスリート発掘・育成・強化推進本部（以下「推進本部」という。）では、あいちトップアスリートアカデミー事業の実施にあたり、参加者、指導者等の新型コロナウイルス感染症等への感染を防止し、健康で安全に活動するための環境整備に向け、「スポーツイベントの開催における感染拡大予防ガイドライン（（公財）日本スポーツ協会、（公財）日本パラスポーツ協会・令和4年12月26日改訂）」をもとにガイドラインを作成しました。

また、中央競技団体が作成した、「競技特性に応じた競技別ガイドライン」や「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン（令和4年11月30日改訂）」等を参考に、推進本部、競技団体、施設管理者等と協力して進めていくこととします。

なお、今後の各種指針や感染状況を踏まえて、逐次見直しをしていきます。

1 緊急事態宣言において愛知県が緊急事態措置を実施すべき区域に指定されている場合

- (1) 県からイベント等の自粛要請がある場合、アカデミー活動の実施可否について推進本部で協議する。
- (2) 県からイベント等の自粛要請がなく、以下のアからエまでの条件が全て整った場合、アカデミー活動の実施方法について推進本部で協議する。
 - ア 学校教育活動が実施されている。
 - イ 運動施設の使用が可能である。
 - ウ 競技団体等から講師の派遣が可能である。
 - エ 日本スポーツ協会等から示される適切な感染防止対策を講じることができる。

2 愛知県が緊急事態措置の対象区域となっていない場合

- (1) 県の指針及び日本スポーツ協会等から示されるガイドラインに従い、適切な感染防止対策を講じた上で活動する。ただし、感染拡大の兆候やスポーツイベントにおけるクラスターの発生状況によっては、人数制限の実施や事業を中止することがある。
- (2) 一部地域・学校において、感染症（インフルエンザ等含む）拡大防止のため臨時休業等の措置がとられている場合、原則として該当の学校に通学するアカデミー生の活動を中止する。

3 実施の可否についての判断

推進本部で14日前までに判断し、関係競技団体等へ連絡するとともに、あいちトップアスリートアカデミーWebページに記載する。状況によっては、直前で判断をすることもある。

4 代替日程等について

(1) 育成プログラム

可能な限り実施する方向で競技団体等、関係者と日程等を調整する。実施ができない場合は、リモートによる講義や資料提供による代替プログラムの実施を競技団体等に依頼する。調整がつかない場合、そのプログラムは中止とする。

(2) 選考会

自然災害による中止も含めて、可能な限り延期する方向で日程等を調整する。代替日程が確保できなかった場合の取扱いについては、推進本部で協議する。

5 育成プログラム（競技体験会含む）及び選考会実施時の感染症予防対策

(1) 育成プログラム等の事前の対応として、参加者に以下のアからケまでを周知し、対応を求める。

ア 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）は、自主的に参加を見合わせる。

イ 過去5日以内に新型コロナウイルス陽性判定を受けた者との濃厚接触がある者は、自主的に参加を見合わせる。

ウ 適切なマスク（不織布マスクを推奨。以下同じ。）を持参し、正しい着用と場面に応じた適切な着脱をすること。

エ 各地域で取り組まれている通知サービス、通知アプリ等を活用すること。

オ 石鹸と流水による手洗い、アルコール等による手指消毒を徹底すること。

カ 他の参加者、推進本部スタッフ等との適切な距離を確保すること。（障害者の誘導や介助を行う場合を除く。）

キ 活動中に大声を出す場合には、対人距離の確保とともに、換気の徹底や適切なマスクの着用等に留意すること。マスクを着用し、大声を出さない場合であっても、人と人とが触れ合わない程度の距離を保つこと。

ク 感染防止のために推進本部が決めたその他の措置の遵守、推進本部の指示に従うこと。

ケ 活動（前）後に、新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、推進本部に対して速やかに報告すること。

(2) 当日の参加受付時の留意事項

ア 受付及び会場内に、手指消毒剤を設置する。

※ 受付時、休憩（トイレ等）後、終了後には手指消毒の指示を行う。保護者等についても、入場時に手指消毒の指示を行う。

イ 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように、貼紙などにより注意を促す。

ウ 人と人とが長時間対面する場所は、換気を徹底するとともに、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。

エ 参加者が距離をおいて（人と人とが触れ合わない間隔）並べるよう周知等を行う。

オ 受付を行うスタッフには、マスクを着用させる。

(3) 運動・スポーツを行う際の留意点

参加者に対し、以下の留意点や遵守すべき内容を周知・徹底する。

ア 適切なマスクの正しい着用と適切な距離の確保

(ア) 運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、

感染予防の観点から、厚生労働省HP「マスクの着用について」を参照し、適切なマスクの正しい着用と場面に応じた適切な着脱を行うこと。なお、屋外において、他者と距離がとれない場合であっても会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要ないことに留意すること。

(イ) 運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離（※）を空けること。（介助者や誘導者の必要な場合を除く。）

(ロ) 運動強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空ける必要があること。

(エ) 水泳時などでマスクをしていない場合には、十分な距離を空けるよう特に留意をする必要があること。

※ 感染予防の観点からは、2 m以上の距離を空けることが適当である。

イ 走る・歩く運動・スポーツにおいては、前の人の呼気の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取ること。

ウ 運動・スポーツ中に、唾や痰をはくことは極力行わないこと。

エ タオルの共用はしないこと。

オ 飲みきれなかったスポーツドリンク等は持ち帰ること。